

◆ 学会動向 ◆

日本地方財政学会第18回大会

森 裕 之 (立命館大学教授)

2010年6月19日(土)～20日(日)に開催された日本地方財政学会第18回大会(於:青山学院大学)では、合計15のセッションと2つのプレナリーセッションが行われた。従来からの大会と同様に、地方財政制度の多様な側面を反映して、セッションごとにいくつかのテーマが設定されたが、敢えてそれらを分類すれば、①地方財政の理論、②地方財政の制度分析、③地方財政制度改革の提言、④外国研究、という分野に分けられる。とくに目についたのは、政権交代によって生じた地方財政制度の変化(ないし変化しつつある状況)をどのようにみるのかという点に対する問題意識が大会全体に通底していることであった。

筆者らも報告を行った第8セッション「分権改革」では、山田誠(鹿児島大学)「地方の広域合併と西尾構想」、赤井伸郎(大阪大学)・佐藤主光(一橋大学)「提言:「地域主権」の実現に向けた地方財政抜本改革」、平岡和久(立命館大学)・森裕之(立命館大学)「政権交代と地方財政の課題」の3本の発表がなされた。本セッションではとくに第2報告と第3報告において、民主党政権下で動揺している地方財政制度改革の今後のあり方をめぐって鋭い対立がみられた。前者が小さな政府をめざす市場主義的な「分離型」地方分権を志向するのに対して、後者は「ナショナル・ミニマム」論の再構築をベースにした福祉主義的な「融合型」地方分権を方向づけるものであった。このような構図については、第1セッション「地方財政の視座」で小西砂千夫(関西学院大学)が報告した「現代日本における地方財政研究の視座:米原淳七郎教授『地方財政学』を礎にして」でも次のように明快に整理されている。「同じ地方分

権であっても、小さな政府をめざす市場主義的な地方分権と、中福祉中負担以上をめざす共同体論的な地方分権はまったく異質と見るべきである。また、その区別が十分されないことで、改革論の選択肢が十分整理できないことは大いにありうることである。それは、地方交付税に対する評価の違いに典型的に表れている。市場主義的改革では地方交付税は廃止されるべきもの、少なくとも財源保障機能は廃止されるべきものであるが、共同体論的改革では、自治体は地方財政計画と地方交付税を中心とする地方財政制度のなかで共同体を形成しており、地方交付税制度は強化こそすれ、廃止されるべきものとは考えない」。

赤井氏らと筆者らの報告の主要争点もここにあった。これはまさに「三位一体の改革」の過程でみられた交付税改革をめぐる重要な対立点であり、いまま「混声合唱団」とも称される民主党内部の状況を反映した地域主権戦略会議でもみられる。筆者らは、中央-府県-市町村の財政責任を完全分離するのではなく、それらが重層的に機能する分権改革こそが求められていると考えており、それを基軸にした地方財政改革の方向性を報告では意識した。

この争点に関しては、会場からの発言も数多くなされた。宮本憲一(立命館大学)は赤井氏らの報告に対して国と地方の二層性を前提しているのではないかと指摘された。澤井勝(奈良女子大学)は筆者らの報告に対して自らの「ナショナル・ミニマム」論の考え方を①憲法上の規定、②条約上の規定、③地域連携上の規定、という3つの視座を提起された。小西砂千夫氏は筆者らが報告で批

判的に論じた交付税の曖昧な算定（頑張る地方応援プログラム等）に対して、曖昧さに対する批判をさらに交付税制度の実態を踏まえて議論すべきではないかと主張された。

いずれにせよこの問題をめぐっては、現実の地方財政運営の実証分析をベースにしながら、さらに「分離－融合」等の理論フレームで分権改革を論じてきた行政学等との学際的な交流が求められているといつてよい。

上記のような地方財政の大きな枠組みをめぐる議論だけでなく、現政権下で掲げられた制度改革に関連する報告もいくつかみられた。例えば一括交付金、国直轄事業負担金、地方消費税、さらには教育や環境に関する財政課題も同じ文脈にあるものとして位置づけられる。ここ数年の地方財政学会では、このような改革論議がさかんに行われているが、今大会でもその傾向は継続している。